

➤ 破砕業について

・ 目次

項目	ページ
(1) <a href="#">破砕業の概要</a>	
① <a href="#">破砕業者の位置付け</a> . . . . .	<a href="#">2</a>
② <a href="#">破砕業者の行為義務</a> . . . . .	<a href="#">2</a>
(2) <a href="#">破砕業者の許可基準</a>	
① <a href="#">施設の基準</a> . . . . .	<a href="#">5</a>
② <a href="#">能力の基準</a> . . . . .	<a href="#">9</a>
③ <a href="#">人的要件</a> . . . . .	<a href="#">10</a>
(3) <a href="#">破砕業者の許可申請等</a>	
① <a href="#">破砕業の新規許可申請</a> . . . . .	<a href="#">11</a>
② <a href="#">破砕業の許可申請後に必要な事項</a> . . . . .	<a href="#">12</a>
③ <a href="#">破砕業の許可の更新</a> . . . . .	<a href="#">13</a>
④ <a href="#">破砕業の変更許可申請</a> . . . . .	<a href="#">14</a>
⑤ <a href="#">破砕業の変更届出</a> . . . . .	<a href="#">15</a>
⑥ <a href="#">破砕業の廃業等の届出</a> . . . . .	<a href="#">17</a>

## (1) 破砕業の概要

### ① 破砕業の位置づけ

船橋市内の事業所において、使用済自動車の破砕前処理や破砕を行う場合、船橋市から**破砕業の許可**を受ける必要があります。

破砕業者は使用済自動車のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行う役割と、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引渡す役割を担っており、**使用済自動車を再資源化**するために、非常に重要なものとなっています。

※ 市内に複数の事業所がある場合、破砕を行うすべての事業所について許可を取得する必要があります。

※ 船橋市以外に事業所がある場合については、各事業所所在地の都道府県知事等の許可が必要です。

※ 破砕業で用いる施設で、**解体自動車以外の廃棄物**を処理する場合は、破砕業許可とは別に**産業廃棄物処分業許可**の取得が必要です。

#### 破砕業の許可が必要な行為

##### ◆ 破砕前処理（圧縮、切断）

解体自動車を**ニブラ・ギロチンシャー等の重機やプレス機・切断機により圧縮、せん断**する場合は**破砕業（破砕前処理）の許可**が必要です。

※ 解体自動車を運搬するためにニブラ等により天井をへこませる行為等は、破砕前処理に該当しないと判断します。

##### ◆ 破砕処理（破砕）

解体自動車を**シュレッダーにより破砕**する場合は**破砕業の許可**が必要です。

※ 日量5トン以上の処理能力を有する破砕施設を使用する場合は、破砕業許可とは別に**産業廃棄物処理施設の設置許可**の取得が必要です。

### ② 破砕業者の行為義務

#### ◆ 引取り義務

解体業者から解体自動車の引取りを求められた場合は、その**解体自動車を引き取る義務**があります。

ただし、正当な理由がある場合は引取りを断ることができます。

#### 正当な理由

- ✓ 天災その他やむを得ない事由により引取りが困難である場合
- ✓ 解体自動車に異物が混入している場合
- ✓ 解体自動車の適正な保管に支障が生じる場合
- ✓ 引取りの条件が通常取引条件と著しく異なる場合
- ✓ 法令の規定、公の秩序、善良な風俗に反する場合

#### ◆ 再資源化の義務

破砕前処理業者及び破砕業者が引取った解体自動車の処理を行うときには、当該解体自動車に異物が混入していない状態にすること等により、解体自動車の**再資源化基準に準じて処理**しなければなりません。

##### 再資源化基準

###### ・ 破砕前処理

- ◆ 解体自動車に異物を混入しないこと。  
※ 混入を発見した場合は、処理前に除去する必要があります。

###### ・ 破砕処理

- ◆ 技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウム、その他の金属を分別して回収すること。
- ◆ シュレッダーダストに異物が混入しないように解体自動車を破砕すること。  
※ 異物の混入がなく、金属を分別して回収することにより、適正に再資源化されます。

#### ◆ 解体自動車引渡し義務

破砕前処理業者には、前処理した**解体自動車を他の破砕業者または解体自動車全部利用者に引き渡す義務**があります。

なお、他の破砕業者にも引取り義務がありますが、正当な理由があれば引取りを拒否される場合があります。

※ 解体自動車全部利用者に引き渡した場合、引き渡された事実を証明する必要事項が記載された書類が発行されます。この書類は5年間保存する義務があります。

##### 書類の記載事項

- ・ 破砕業者名、解体自動車全部利用者名、引き渡しの日時、車台番号

#### ◆ シュレッダーダスト引渡し義務

破砕業者には、処理により発生したシュレッダーダストを**指定引取場所**において、**引取基準**に従い、**自動車製造業者等に引き渡す義務**があります。

※ シュレッダーダストの指定引取場所・引取基準については、主務大臣の認定を受けた自動車製造業者等で構成する組織のホームページを参照してください。

##### 主務大臣の認定を受けた自動車製造業者等で構成する組織

- ・ ART チーム：いすゞ自動車、自動車リサイクル促進センター、ジャガー・ランドローバー・ジャパン、スズキ、日産自動車、FCAジャパン、SUBARU、ボルボ・カー・ジャパン、マツダ、三菱自動車工業、三菱ふそうトラック・バス、メルセデス・ベンツ日本、UDトラックス（50音順）の13社が組織  
([自動車破砕残さリサイクル促進チーム](#))
- ・ TH チーム：アウディジャパン、ダイハツ工業、トヨタ自動車、ビー・エム・ダブリュー、日野自動車、フォルクスワーゲングループジャパン、プジョー・シトロエン・ジャポン、本田技研工業（50音順）の8社が組織  
([豊通リサイクル株式会社](#))

◆ **解体自動車引取り報告、シュレッダーダスト引渡し報告**

使用済自動車の引取りまたはシュレッダーダストの引渡しを行ってから3日以内に、自動車リサイクルシステムによって、**引取りや引渡しを実施したことを報告**する必要があります。

**報告事項**

① **解体自動車引取り報告**

- ✓ 解体自動車の移動報告番号
- ✓ 解体自動車の引取りを求めた者の氏名（名称）及び所在地
- ✓ 破砕業者の氏名（名称）、登録番号、事業所名、事業所の所在地、連絡先
- ✓ 引取りした使用済自動車の車台番号

② **解体自動車引渡し報告**

- ✓ 解体自動車の移動報告番号
- ✓ 破砕業者の氏名（名称）、登録番号、事業所名、事業所の所在地、連絡先
- ✓ 解体自動車の引渡しを受けた者の氏名（名称）及び所在地
- ✓ 引取りした使用済自動車の車台番号
- ✓ 解体自動車の運搬を受託した者の氏名（名称）、許可番号
  - ※ 運搬を他の者に委託する場合のみ必要
- ✓ 解体自動車が全部利用される場合はその利用方法

③ **シュレッダーダスト引渡し報告**

- ✓ 解体自動車の移動報告番号
- ✓ 破砕業者の氏名（名称）、登録番号、事業所名、事業所の所在地、連絡先
- ✓ シュレッダーダストの引渡しを受ける者の氏名（名称）、事業所名、事業所の所在地
- ✓ 引渡ししたシュレッダーダストに係る解体自動車の車台番号
- ✓ 引渡ししたシュレッダーダストの重量
- ✓ シュレッダーダストの運搬を受託した者の氏名（名称）、許可番号
  - ※ 運搬を他の者に委託する場合のみ必要
- ✓ シュレッダーダストの引渡しに使用する運搬車の自動車登録番号

◆ **運搬の基準**

使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の収集運搬業許可は不要ですが、**廃棄物処理基準に従って運搬**しなければなりません。

## (2) 破砕業の許可基準

適正に破砕業の業務を実施するために、**施設の基準**、**能力の基準**、**人的要件**の許可基準があります。破砕業の許可を取得するためには、これらの**許可基準すべてに適合**していなければなりません。

### ① 施設の基準

#### ◆ 解体自動車(破砕前処理後も含む)の保管施設

引取りした解体自動車を破砕処理するまで保管するための施設について、使用済自動車又は解体自動車の保管場所への外部からの人の**侵入防止**及び**保管区域の明確化**のための基準が定められています。

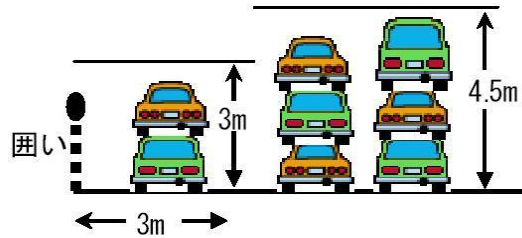
<p><b>囲い等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが、<b>事業所全体又は保管施設の周囲</b>に設けられていること。</li> <li>・保管施設の範囲をロープ等の目印となるものを地面に固定することや床面にペンキ等で白線を引くこと等により明確にすること。</li> <li>・囲いの高さは地盤面より1.8m以上であること。</li> <li>・人が容易に出入りできない材質の囲いを設置すること。</li> </ul> <p>※解体自動車の荷重が直接囲いにかかる構造である場合は、構造耐力上安全であり、変形及び損壊の恐れがないものでなければならぬため、金網フェンスやトタンフェンス等は認められません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木杭に有刺鉄線等を張って囲いとする場合は、人が容易にくぐり抜けられない程度に鉄線等を張ること。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="467 1115 1169 1272"> <tr> <td>規格・材質</td> <td>(1種) #14 径2.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>杭の間隔</td> <td>2.0m以内</td> </tr> <tr> <td>張り間隔</td> <td>0.3m以下の6本張り以上</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・囲いの出入り口には、施錠できる門扉を設けること。</li> </ul>	規格・材質	(1種) #14 径2.0mm以上	杭の間隔	2.0m以内	張り間隔	0.3m以下の6本張り以上		
規格・材質	(1種) #14 径2.0mm以上								
杭の間隔	2.0m以内								
張り間隔	0.3m以下の6本張り以上								
<p><b>掲示板の設置</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な事項を表示した規定の大きさ以上の掲示板を見やすい場所に設置すること。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="467 1417 1441 1675"> <tr> <td colspan="2"><b>大きさ</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2">縦・横ともに<b>60センチメートル</b>以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>記載事項</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2">廃棄物保管場である旨、廃棄物の種類、保管場管理者の名称(氏名)及び連絡先、最大保管高さ、最大保管量</td> </tr> </table>	<b>大きさ</b>		縦・横ともに <b>60センチメートル</b> 以上		<b>記載事項</b>		廃棄物保管場である旨、廃棄物の種類、保管場管理者の名称(氏名)及び連絡先、最大保管高さ、最大保管量	
<b>大きさ</b>									
縦・横ともに <b>60センチメートル</b> 以上									
<b>記載事項</b>									
廃棄物保管場である旨、廃棄物の種類、保管場管理者の名称(氏名)及び連絡先、最大保管高さ、最大保管量									
<p><b>流出・地下浸透・悪臭発散の防止</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水が発生するおそれがある場合は公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、床面を不浸透性の材料で被膜すること。</li> </ul>								
<p><b>害虫等の発生防止</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねずみの生息や蚊・ハエ等の害虫の発生を防止するための措置を講じること。</li> </ul>								

## 保管の方法

### 未圧縮の場合

- ・ 保管の方法は、以下のとおりとすること。

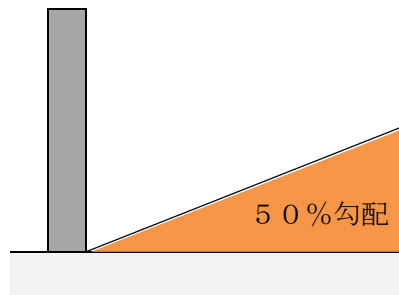
囲いからの距離	高さ	積み上げ段数
3 mまで	3 m	おおむね 2 段
3 m以上	4. 5 m	おおむね 3 段



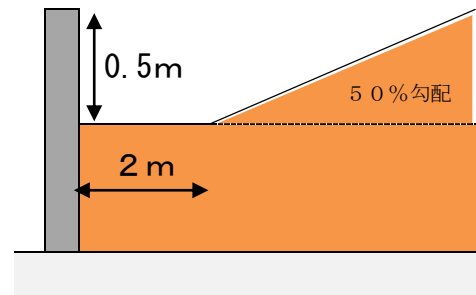
### 圧縮済みの場合

- ・ 保管の方法は、以下のとおりとすること。

囲いに荷重がかからない場合



囲いに荷重がかかる場合



## 保管の日数

- ・ 30日以内に他の破砕業者または自動車製造業者等に引き渡すこと。

※自動車リサイクルシステムにおいて、引取報告した日から30日以内に引渡報告がない場合、確認通知があります。

◆ **破碎前処理施設**

破碎前処理を行うにあたり、処理による騒音・振動の発生や廃棄物の飛散・流出による生活環境保全上の支障の発生を防止するための基準が定められています。

※ 生活環境保全上の支障を防止するための措置の例として、下記のような対策が考えられます。

<b>騒音・振動</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 低公害型施設の使用</li><li>・ 施設の建屋内設置</li><li>・ 大型基礎設計</li><li>・ 防振装置の設置</li><li>・ 防音壁の設置</li></ul>
<b>飛散・流出</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設の建屋内設置</li><li>・ 床面への鉄板敷設（ひび割れ防止）</li></ul>

◆ **破碎施設**

破碎処理を行うにあたり、処理による騒音・振動の発生や廃棄物の飛散・流出による生活環境保全上の支障の発生を防止するための基準が定められています。

なお、破碎施設が廃棄物処理法第 15 条又は船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第 12 条に規定する産業廃棄物処理施設である場合は、法令等に基づく構造基準に適合し、施設設置許可を取得している必要があります。

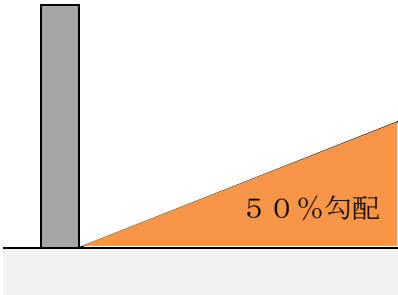
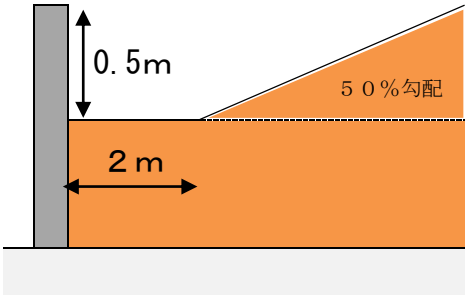
※ 生活環境保全上の支障を防止するための措置の例として、下記のような対策が考えられます。

<b>騒音・振動</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 低公害型施設の使用</li><li>・ 施設の建屋内設置</li><li>・ 大型基礎設計</li><li>・ 防振装置の設置</li><li>・ 防音壁の設置</li></ul>
<b>飛散・流出</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設の建屋内設置</li><li>・ 床面への鉄板敷設（ひび割れ防止）</li></ul>

◆ シュレッダーダストの保管施設

シュレッダーダストの保管方法について、**廃棄物の飛散・流出**による**生活環境保全上の支障の発生を防止**するための基準が定められています。

※ 輸送効率を高めるために事前処理等を行った場合の加工物の保管についても、基準が適用されます。

<p><b>十分な容量の確保</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理に伴うシュレッダーダストの発生量と搬出量を勘案し、十分な保管容量を有すること。</li> </ul>
<p><b>床面構造</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚水等の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートやこれと同等以上の効果を有する構造で築造すること。</li> <li>・ 重機を使用する場合は、その荷重に耐えられること。</li> </ul>
<p><b>流出防止構造</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所で発生した汚水の事業所からの流出を防止するため、排水処理施設及びこれに接続している排水溝が設けられていること。</li> <li>・ 排水処理施設は、汚水の流入量や水質に応じた十分な能力を有するものを設置すること。</li> </ul>
<p><b>雨水流入防止構造</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横殴りの雨でも雨水の浸入を防ぐことができる、金属、コンクリート等による強固な壁、耐久性のある屋根や覆いが設けられていること。</li> </ul> <p>※ 市街化調整区域における屋根等の設置については、<b>建築基準法等の担当部局と調整</b>を行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁は床面及び屋根と完全に接していること。</li> <li>・ 周囲から保管場内に水が流入しない構造であること。</li> </ul>
<p><b>保管の方法</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保管の高さは、以下のとおりとすること。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>困いに荷重がかからない場合</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>困いに荷重がかかる場合</p>  </div> </div>



## ② 能力の基準

- ◆ 必要事項を記載した**標準作業書を常備**し、その内容を**従事者に周知**していること。

### 標準作業書の記載事項

- ① 解体自動車の保管の方法
- ② 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法
- ③ 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法
- ④ 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）
- ⑤ 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法
- ⑥ 解体自動車の運搬の方法
- ⑦ 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法
- ⑧ 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
- ⑨ 火災予防上の措置

※ 標準作業書の作成については、「[自動車リサイクル法標準作業書ガイドライン](#)」を参考にしてください。

※ 標準作業書は、記載している作業工程の見直しや改善を行った都度、記載内容も見直す必要があります。

- ◆ 事業計画書や収支見積書から、**破砕業を継続**できないことがあきらかでないとは判断できないこと

※ 不適正に保管している解体自動車や自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）を撤去する計画が事業計画書の中で示されない場合や、不適正に保管している自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）等を撤去する為の資金的な目途が収支見積書に示されない場合には、破砕業を継続できないものと判断します。

### ③ 人的要件

破砕業許可申請者が①から⑩までのいずれにも該当しないこと。

- ① 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ③ 以下のいずれかにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
  - ・ 自動車リサイクル法、廃棄物処理法、浄化槽法、その他生活環境の保全を目的とする法令及び法令に基づく処分に違反した場合

#### 生活環境の保全を目的とする法令

- ✓ 大気汚染防止法
- ✓ 騒音規制法
- ✓ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
- ✓ 水質汚濁防止法
- ✓ 悪臭防止法
- ✓ 振動規制法
- ✓ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- ✓ ダイオキシン類対策特別措置法
- ✓ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
  - ・ 刑法 204 条、206 条、208 条、208 条の 3、222 条、247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯した場合
- ④ 破砕業・破砕業（自動車リサイクル法）の許可、一般廃棄物処理業・産業廃棄物処理業（廃棄物処理法）の許可、浄化槽清掃業（浄化槽法）の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者
  - ⑤ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
  - ⑦ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑥までのいずれかに該当するもの
  - ⑧ 法人である場合、その役員又は政令で定める使用人のうち①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの

#### 政令で定める使用人

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者である者。

- ✓ 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ✓ 上記のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

- ⑨ 法人である場合、暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ⑩ 個人である場合、政令で定める使用人のうちに①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの

### (3) 破砕業の許可申請等

#### ① 破砕業の新規許可申請

解体業者や他の破砕業者から解体自動車を引き取り、破砕等を行う業者は、その事業を行うすべての事業所を事業者ごとに、市の許可を取得する必要があります。

#### ◆ 許可申請の流れ

自動車リサイクル法に基づく **許可申請の前に、事前協議が必要**となります。

船橋市使用済自動車の適正処理に関する指導要綱に基づく **事前協議書・事業概要書(事前協議書等)**の提出が必要です。

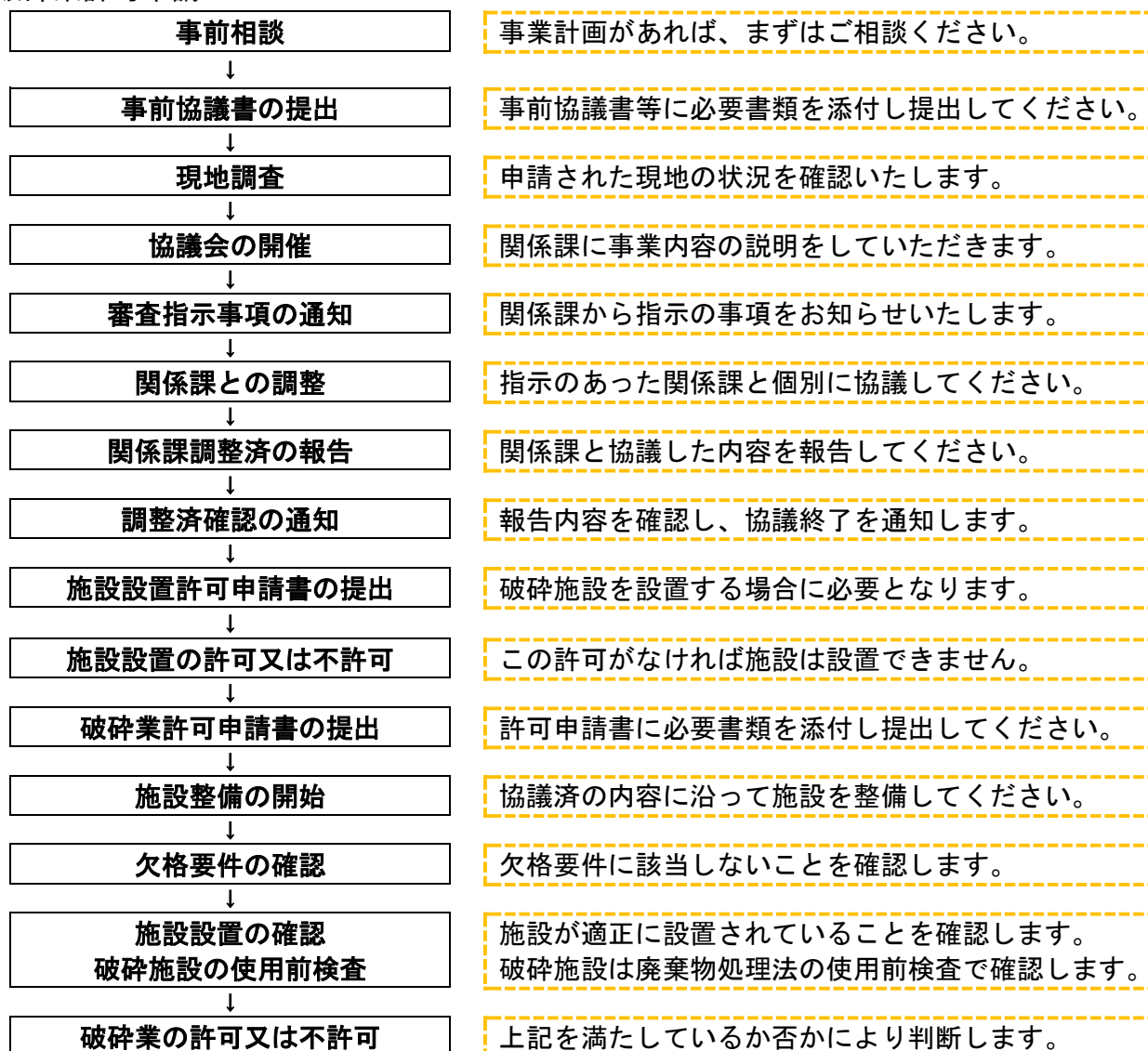
なお、**シュレッダー等の破砕施設を設置**する場合は、船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づく事前協議を行った後に、廃棄物処理法第15条又は船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第12条に基づく **産業廃棄物処理施設設置許可を取得**しなければなりません。

許可申請の流れは、下記フロー図のとおりです。

※手数料がかかりますので、郵送による受付は行っていません。

※提出書類の詳細や記載方法等については、船橋市廃棄物指導課にご相談ください。

#### 破砕業許可申請フロー



◆ **申請手数料**

許可申請時には、下記の申請手数料が必要です。

申請書類を受付する際にお渡しする納付書により該当する金額の手数を納付し、領収書のコピーを廃棄物指導課にご提出ください。

新規許可申請手数料	84,000円
-----------	---------

② **破砕業の許可申請後に必要な事項**

◆ **破砕業許可証の交付**

許可番号等の情報が記載されている**破砕業許可証**を交付します。

交付時に許可業者の義務等について説明いたしますので、郵送等によるお渡しは行っておりません。

破砕業許可証は大切な書類ですので、紛失等をしないように保管してください。

◆ **自動車リサイクルシステムへの登録**

破砕業許可証を受け取った後に、**自動車リサイクルシステム**への登録が必要です。

自動車リサイクルシステムの登録に関しては、下記をご確認ください。

**問合せ先**

自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター

電話番号 : 050-3786-8822

受付時間 : 9:00~18:00 (土日祝日・年末年始等を除く)

**自動車リサイクルシステムホームページ**

<http://www.jars.gr.jp/>

◆ **標識の掲示**

破砕業の許可を受けた事業所には、必要事項を記載した規定の大きさ以上の**標識を見やすい場所に掲示**する必要があります。

破砕業許可証には必要事項が網羅されているため、その写しを標識として掲げることができます。

また、複数の登録・許可を有する場合は、1枚の標識に各事業の記載事項をすべて記載することもできます。

**大きさ**

縦・横ともに**20センチメートル**以上

**記載事項**

業の種類(破砕業者である旨)、

事業範囲(破砕、破砕前処理、破砕及び破砕前処理)、

名称または氏名、許可番号

### ③ 破砕業の許可の更新

破砕業の許可の**有効期限は5年間**です。許可証に記載されている有効年月日を確認の上、期限の前に許可の更新手続きを行ってください。

なお、期限を過ぎてしまった場合は、新規の許可が必要になりますので注意してください。

#### ◆ 許可更新の申請

提出書類の詳細や記載方法等については、船橋市廃棄物指導課にご相談ください。

※ 手数料がかかりますので、郵送による受付は行っておりません。

#### ◆ 申請手数料

更新許可申請時には、下記の申請手数料が必要です。

申請書類を受付する際にお渡しする納付書により該当する金額の手数を納付し、領収書のコピーを廃棄物指導課にご提出ください。

更新許可申請手数料	77,000円
-----------	---------

#### ◆ 破砕業許可証の交付

許可更新時には、破砕業許可証を書換え交付します。

前回交付した破砕業許可証と交換でお渡しします。

許可証を標識として掲示している場合は、新しい許可証を掲げてください。

最新の破砕業許可証を紛失等しないように大切に保管してください。

#### ④ 破砕業の変更許可申請

破砕業許可の事業範囲を変更する場合は、変更許可を取得する必要があります。

##### ◆ 変更許可の申請

提出書類の詳細や記載方法等については、船橋市廃棄物指導課にご相談ください。

※ 手数料がかかりますので、郵送による受付は行っておりません。

##### ◆ 申請手数料

変更許可申請時には、下記の申請手数料が必要です。

申請書類を受付する際にお渡しする納付書により該当する金額の手数を納付し、領収書のコピーを廃棄物指導課にご提出ください。

変更許可申請手数料	75,000円
-----------	---------

##### ◆ 破砕業許可証の交付

変更許可時には、破砕業許可証を書換え交付します。

前回交付した破砕業許可証と交換でお渡しします。

標識の内容も替わるため、新しい許可証の内容を記載した標識を掲げてください。

最新の破砕業許可証を紛失等しないように大切に保管してください。

## ⑤ 破砕業の変更届出

破砕業許可の申請をした内容に変更があった場合は、変更の日から30日以内に変更届を提出する必要があります。

※ 敷地の拡大を伴う変更を行う場合、事前協議が必要となりますので、事前に船橋市廃棄物指導課にご相談ください。

※ 届出の期日を過ぎてしまった場合は船橋市廃棄物指導課にご相談ください。

### 変更の届出が必要な場合

- ・ 氏名、名称、住所、代表者氏名(法人の場合)の変更
- ・ 事業所の名称又は所在地の変更（事業所の追加・一部閉鎖を含む。）
- ・ 役員の変更（法人の場合）
- ・ 破砕業に使用する設備の変更
- ・ 事業場外保管場の変更

## ◆ 変更の届出

下記の必要書類一式を市に提出し、登録変更の届出を行ってください。

※ 様式の記入方法については、「届出様式記載例」を参考にしてください。

必要書類	備考
1. 破砕業者変更届出書	<u>様式第十</u> に必要事項を記入したもの
2. <u>申請者が個人</u> で、氏名、住所に変更があった場合	申請者の <u>住民票の写し</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のあるもの</li> <li>・ 発行日から3ヶ月以内のもの</li> </ul>
3. <u>申請者が法人</u> で、名称、住所、代表者の氏名に変更があった場合	申請者の <u>履歴事項全部証明書</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行日から3ヶ月以内のもの</li> </ul> <u>定款</u> 又は <u>寄付行為</u>
4. <u>申請者が法人</u> で、その役員等に変更があった場合	申請者の <u>履歴事項全部証明書</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行日から3ヶ月以内のもの</li> </ul> 役員等の <u>住民票の写し</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のあるもの</li> <li>・ 発行日から3ヶ月以内のもの</li> </ul> <u>誓約書</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車リサイクル法第62条第1項第2号に該当しないものであることを誓約する書面</li> </ul>
5. <u>申請者に法人の株主・出資者</u> がおり、その者の変更があった場合	法人である株主の <u>履歴事項全部証明書</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行日から3ヶ月以内のもの</li> </ul> <u>誓約書</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車リサイクル法第62条第1項第2号に該当しないものであることを誓約する書面</li> </ul>

6.	<u>申請者に個人の法定代理人</u> がおり、その者の氏名、住所に変更があった場合	法定代理人の <u>住民票の写し</u> ・ 本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のあるもの ・ 発行日から3ヶ月以内のもの <u>誓約書</u> ・ 自動車リサイクル法第62条第1項第2号に該当しないものであることを誓約する書面
7.	<u>申請者に法人の法定代理人</u> がおり、その者の名称、住所、代表者の氏名に変更があった場合	法定代理人の <u>履歴事項全部証明書</u> ・ 発行日から3ヶ月以内のもの 法定代理人の <u>定款</u> 又は <u>寄付行為</u>
8.	<u>申請者に法人の法定代理人</u> がおり、その役員等に変更があった場合	法定代理人の <u>履歴事項全部証明書</u> ・ 発行日から3ヶ月以内のもの 法定代理人の役員等の <u>住民票の写し</u> ・ 本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のあるもの ・ 発行日から3ヶ月以内のもの <u>誓約書</u> ・ 自動車リサイクル法第62条第1項第2号に該当しないものであることを誓約する書面
9.	保管場等の施設に変更があった場合	施設の <u>平面図・立面図</u> 等 ・ 変更のあった施設の構造を明らかにする図面 施設の <u>能力計算書</u> ・ 保管容量等の計算根拠が確認できるもの
10.	事業所外保管場を新設する場合	自己の所有地 土地の <u>登記事項証明書</u> ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
	自己以外の所有地	土地の <u>登記事項証明書</u> ・ 発行日から3ヶ月以内のもの 土地の <u>賃貸借契約書</u> ・ 発行日から3ヶ月以内のもの ・ 施設としての使用が可能だと認められるもの
11.	事業所外保管場の案内図	<u>事業所外保管場に変更</u> があった場合 ・ 変更のあったすべての場所の案内図
12.	破砕業許可証の写し	最新の <u>破砕業許可証の写し</u>

◆ **破砕業許可証の交付**

許可証の記載内容に変更があったときには、破砕業許可証を書換え交付します。

前回交付した許可証と交換でお渡しします。

最新の許可証を紛失等しないように大切に保管してください。



## ⑥ 破砕業の廃業等の届出

破砕業者を廃業した場合は、廃業した日から30日以内に廃業届を提出する必要があります。

### 廃業の届出が必要な場合

- ・ 事業者が個人で、その者が死亡した場合
- ・ 事業者が法人で、その法人が合併により消滅した場合
- ・ 事業者が法人で、その法人が解散した場合
- ・ 事業者が破砕業を廃止した場合

### ◆ 廃業の届出

下記の必要書類一式を市に提出し、廃業の届出を行ってください。

※ 書式の記入方法については、「届出様式記載例」を参考にしてください。

必要書類	備考
1. 破砕業者廃業届	書式に必要事項を記入したもの
2. 破砕業許可証	最新の許可証の原本